

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">福島県老人福祉施設整備資金利子補給金交付要綱</p> <p>第1条（略）</p> <p>第2条（略）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）社会福祉法人等（開設前の決算で直近3カ年連続で純利益を計上しているもの及び直近2か年度においていずれも前年度と比して純利益が増加しているものを除く。）が、<u>令和5年度末</u>までに療養病床から特別養護老人ホーム（併設ショートステイを含む）、ケアハウスへ転換するため、別表3の整備を行う事業</p> <p>第3条～第14条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成17年10月14日から施行し、平成17年度分の利子補給金から適用する。</p> <p>2 福島県社会福祉施設整備資金利子補給交付要綱（次項において「旧要綱」という。）は、廃止する。</p> <p>3 この要綱の施行の際現にこの要綱の規定による廃止前の旧要綱第5条の規定による決定等又は第6条第2項の規定による承認があった事業（老人福祉法に規定する老人福祉施設又は社会福祉法第2条第3項に規定する社会福祉事業に係る施設のうち認知症対応型老人共同生活援助事業に係る施設に係るものに限る。）については、この要綱の相当規定による決定等又は承認があったものとみなす。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成19年6月29日から施行する。</p> <p>2 この要綱の施行の際、現に改正前の第5条の規定による決定等又は第6条第2項に規定による承認があった事業については、改正後の相当規定による決定等又は承認があったものとみなす。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成21年10月7日から施行する。</p> <p>2 この要綱の施行の際、現に改正前の第5条の規定による決定等又は第6条第2項の規定による承認があった事業については、改正後の相当規定による決定等又は承認があったものとみなす。</p> <p>3 第2条第1項第1号の規定する利子補給金の交付については、附則第2項に規定する事業に係る利子補給金の交付を除き、当分の間、休止するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">福島県老人福祉施設整備資金利子補給金交付要綱</p> <p>第1条（略）</p> <p>第2条（略）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）社会福祉法人等（開設前の決算で直近3カ年連続で純利益を計上しているもの及び直近2か年度においていずれも前年度と比して純利益が増加しているものを除く。）が、<u>平成35年度末</u>までに療養病床から特別養護老人ホーム（併設ショートステイを含む）、ケアハウスへ転換するため、別表3の整備を行う事業</p> <p>第3条～第14条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成17年10月14日から施行し、平成17年度分の利子補給金から適用する。</p> <p>2 福島県社会福祉施設整備資金利子補給交付要綱（次項において「旧要綱」という。）は、廃止する。</p> <p>3 この要綱の施行の際現にこの要綱の規定による廃止前の旧要綱第5条の規定による決定等又は第6条第2項の規定による承認があった事業（老人福祉法に規定する老人福祉施設又は社会福祉法第2条第3項に規定する社会福祉事業に係る施設のうち認知症対応型老人共同生活援助事業に係る施設に係るものに限る。）については、この要綱の相当規定による決定等又は承認があったものとみなす。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成19年6月29日から施行する。</p> <p>2 この要綱の施行の際、現に改正前の第5条の規定による決定等又は第6条第2項に規定による承認があった事業については、改正後の相当規定による決定等又は承認があったものとみなす。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成21年10月7日から施行する。</p> <p>2 この要綱の施行の際、現に改正前の第5条の規定による決定等又は第6条第2項の規定による承認があった事業については、改正後の相当規定による決定等又は承認があったものとみなす。</p> <p>3 第2条第1項第1号の規定する利子補給金の交付については、附則第2項に規定する事業に係る利子補給金の交付を除き、当分の間、休止するものとする。</p>

附 則

- 1 この要綱は、平成23年12月16日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の第5条の規定による決定等又は第6条第2項の規定による承認があった事業については、改正後の相当規定による決定等又は承認があったものとみなす。
- 3 第2条第1項第1号の規定する利子補給金の交付については、附則第2項に規定する事業に係る利子補給金の交付を除き、当分の間、休止するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年3月18日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の第5条の規定による決定等又は第6条第2項の規定による承認があった事業については、改正後の相当規定による決定等又は承認があったものとみなす。
- 3 第2条第1項第1号の規定する利子補給金の交付については、附則第2項に規定する事業又は土地取得特別補助金交付要綱の規定による補助金の補助対象となった社会福祉法人が当該補助金により購入及び造成を行う土地に当該社会福祉法人が整備する老人福祉施設に係る利子補給金の交付を除き、当分の間、休止するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年7月15日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の第5条の規定による決定等又は第6条第2項の規定による承認があった事業については、改正後の相当規定による決定等又は承認があったものとみなす。
- 3 第2条第1項第1号の規定する利子補給金の交付については、附則第2項に規定する事業又は土地取得特別補助金交付要綱の規定による補助金の補助対象となった社会福祉法人が当該補助金により購入及び造成を行う土地に当該社会福祉法人が整備する老人福祉施設に係る利子補給金の交付を除き、当分の間、休止するものとする。

別表1～4(略)

附 則

- 1 この要綱は、平成23年12月16日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の第5条の規定による決定等又は第6条第2項の規定による承認があった事業については、改正後の相当規定による決定等又は承認があったものとみなす。
- 3 第2条第1項第1号の規定する利子補給金の交付については、附則第2項に規定する事業に係る利子補給金の交付を除き、当分の間、休止するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年3月18日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の第5条の規定による決定等又は第6条第2項の規定による承認があった事業については、改正後の相当規定による決定等又は承認があったものとみなす。
- 3 第2条第1項第1号の規定する利子補給金の交付については、附則第2項に規定する事業又は土地取得特別補助金交付要綱の規定による補助金の補助対象となった社会福祉法人が当該補助金により購入及び造成を行う土地に当該社会福祉法人が整備する老人福祉施設に係る利子補給金の交付を除き、当分の間、休止するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表1～4(略)

様式第1号

様式第1号

番 号
年 月 日

福島県知事

住所又は所在地
社会福祉法人等 名 称
代表者の氏名

福島県老人福祉施設整備資金利子補給事業承認申請書

下記の老人福祉施設整備資金の借入について、利子補給金を受けたいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第5条第1項の規定により申請します。

記

- 1 対象施設名
- 2 施設の所在地
- 3 独立行政法人福祉医療機構からの借入内容

借入金の区分	整備事業費	借入 年月日	借入 (予定) 金額	借入 利率	元金 償還 年数	利子償 還据置 期間	利子 償還 年数
建築資金 (新築、改築、 拡張、 改造・修理)	円		円	%	年から 年まで 年間	年	年から 年まで 年間
設備整備資金							

4 利子補給金額 別表のとおり

5 添付書類

独立行政法人福祉医療機構発行の借入金償還年次表等償還計画を明らかにした書類

6 本件責任者及び担当者

責任者氏名
担当者氏名
連絡先

様式第1号

様式第1号

番 号
年 月 日

福島県知事

住所又は所在地
社会福祉法人等 名 称
代表者の氏名

福島県老人福祉施設整備資金利子補給事業承認申請書

下記の老人福祉施設整備資金の借入について、利子補給金を受けたいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第5条第1項の規定により申請します。

記

- 1 対象施設名
- 2 施設の所在地
- 3 独立行政法人福祉医療機構からの借入内容

借入金の区分	整備事業費	借入 年月日	借入 (予定) 金額	借入 利率	元金 償還 年数	利子償 還据置 期間	利子 償還 年数
建築資金 (新築、改築、 拡張、 改造・修理)	円		円	%	年から 年まで 年間	年	年から 年まで 年間
設備整備資金							

4 利子補給金額 別表のとおり

5 添付書類

独立行政法人福祉医療機構発行の借入金償還年次表等償還計画を明らかにした書類

様式第2号(略)
様式第3号

様式第3号

番 号
年 月 日

福島県知事

住所又は所在地
社会福祉法人等 名 称
代表者の氏名

福島県老人福祉施設整備資金利子補給事業変更承認申請書
年 月 日付け福島県指令第 号で承認のあった福島県老人福祉施設整備資金利子補給事業について、下記のとおり変更したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第6条第1項の規定により申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容等

(1) 変更前の内容

借入金の区分	整備事業費	借入 年月日	借入 (予定) 金額	借入 利率	元金 償還 年数	利子償 還据置 期間	利子 償還 年数
	円		円	%	年から 年まで 年間	年	年から 年まで 年間

(2) 変更後の内容

借入金の区分	整備事業費	借入 年月日	借入 (予定) 金額	借入 利率	元金 償還 年数	利子償 還据置 期間	利子 償還 年数
	円		円	%	年から 年まで 年間	年	年から 年まで 年間

利子補給金額 別表のとおり

- 3 変更予定年月日

様式第2号(略)
様式第3号

様式第3号

番 号
年 月 日

福島県知事

住所又は所在地
社会福祉法人等 名 称
代表者の氏名



福島県老人福祉施設整備資金利子補給事業変更承認申請書
年 月 日付け福島県指令第 号で承認のあった福島県老人福祉施設整備資金利子補給事業について、下記のとおり変更したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第6条第1項の規定により申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容等

(1) 変更前の内容

借入金の区分	整備事業費	借入 年月日	借入 (予定) 金額	借入 利率	元金 償還 年数	利子償 還据置 期間	利子 償還 年数
	円		円	%	年から 年まで 年間	年	年から 年まで 年間

(2) 変更後の内容

借入金の区分	整備事業費	借入 年月日	借入 (予定) 金額	借入 利率	元金 償還 年数	利子償 還据置 期間	利子 償還 年数
	円		円	%	年から 年まで 年間	年	年から 年まで 年間

利子補給金額 別表のとおり

- 3 変更予定年月日

様式第4号(略)
様式第5号

様式第5号

番 号
年 月 日

福島県知事

住所又は所在地
社会福祉法人等 名 称
代表者の氏名

福島県老人福祉施設整備資金利子補給事業状況報告書

下記のとおり借入実行（借入期間の短縮、繰上償還、償還方法等の変更）をいたしましたので、福島県老人福祉施設整備資金利子補給金交付要綱第9条の規定により報告します。

記

- 借入実行（借入期間の短縮、繰上償還、償還方法等の変更）年月日
- 借入実行（借入期間の短縮、繰上償還、償還方法等の変更）の内容

(1) 借入実行

借入金の区分	整備事業費	借入年月日	借入金額	借入利率	元金償還年数	利子償還据置期間	利子償還年数
				%	年から年まで年間	年	年から年まで年間

(2) 借入期間の短縮

借入金の区分	借入年月日	借入金額	借入利率	変更前		変更後	
				元金償還年数	利子償還据置期間	元金償還年数	利子償還据置期間
		円	%	年から年まで年間	年	年から年まで年間	年

(3) 繰上償還

借入金の区分	借入年月日	借入金額	繰上償還額	備考
		円	円	

(4) 償還方法等の変更の内容

3 添付書類

独立行政法人福祉医療機構発行の借入金償還年次表の写し

様式第4号(略)
様式第5号

様式第5号

番 号
年 月 日

福島県知事

住所又は所在地
社会福祉法人等 名 称
代表者の氏名

福島県老人福祉施設整備資金利子補給事業状況報告書

下記のとおり借入実行（借入期間の短縮、繰上償還、償還方法等の変更）をいたしましたので、福島県老人福祉施設整備資金利子補給金交付要綱第9条の規定により報告します。

記

- 借入実行（借入期間の短縮、繰上償還、償還方法等の変更）年月日
- 借入実行（借入期間の短縮、繰上償還、償還方法等の変更）の内容

(1) 借入実行

借入金の区分	整備事業費	借入年月日	借入金額	借入利率	元金償還年数	利子償還据置期間	利子償還年数
				%	年から年まで年間	年	年から年まで年間

(2) 借入期間の短縮

借入金の区分	借入年月日	借入金額	借入利率	変更前		変更後	
				元金償還年数	利子償還据置期間	元金償還年数	利子償還据置期間
		円	%	年から年まで年間	年	年から年まで年間	年

(3) 繰上償還

借入金の区分	借入年月日	借入金額	繰上償還額	備考
		円	円	

(4) 償還方法等の変更の内容

3 添付書類

独立行政法人福祉医療機構発行の借入金償還年次表の写し

様式第6号の1

様式第6号の1

番 号
年 月 日

福島県知事

住所又は所在地
社会福祉法人等 名 称
代表者の氏名

福島県老人福祉施設整備資金利子補給金実績報告書
年 月 日付け福島県指令 第 号で承認のあった福島県老人福祉施設整備資金利子補給事業について、年度分の利子償還が完了したので、福島県老人福祉施設整備資金利子補給金交付要綱第11条第1項の規定により下記のとおり報告します。

記

1 利子償還の内容及び利子補給金額の算出基礎

区 分	借入 利率	借入残元金 (前年度末)	今 年 度 利子償還額	利子補給金額
年 月 日 借 入 分	%	円	円	円
年 月 日 借 入 分				

2 添付書類

償還金納入額領収書の写し
独立行政法人福祉医療機構発行の借入金償還年次表の写し
利子補給金額の算出表（付表）

様式第6号の1

様式第6号の1

番 号
年 月 日

福島県知事

住所又は所在地
社会福祉法人等 名 称
代表者の氏名

福島県老人福祉施設整備資金利子補給金実績報告書
年 月 日付け福島県指令 第 号で承認のあった福島県老人福祉施設整備資金利子補給事業について、年度分の利子償還が完了したので、福島県老人福祉施設整備資金利子補給金交付要綱第11条第1項の規定により下記のとおり報告します。

記

1 利子償還の内容及び利子補給金額の算出基礎

区 分	借入 利率	借入残元金 (前年度末)	今 年 度 利子償還額	利子補給金額
年 月 日 借 入 分	%	円	円	円
年 月 日 借 入 分				

2 添付書類

償還金納入額領収書の写し
独立行政法人福祉医療機構発行の借入金償還年次表の写し
利子補給金額の算出表（付表）

付表

利子補給金額の算出表

1 ユニツト型特別養護老人ホームの整備事業の場合（平成16年度以前に当該整備事業に着手した場合を除く。）

今年度 利子償還額 A	公共スペースに 係る利子償還額 Bの割合	A×B (円未満切捨て)	借入利率 D	$C \times 1 / 2$ (千円未満切捨て)	$C \times 2.5\% \div D$ (千円未満切捨て)	利子補給金額 F又はFのいず れか低い方の額
円	%	円	%	円	円	円

B欄の算出

建物費用	ユニツトの面積	特養全体の面積	ユニツトに係る建物費用 ①×②/③ (円未満切捨て)	利子償還総額	建物費用に係る施設整備費補助金	建物費用に係る自己負担額 ①-⑥	ユニツトに係る利子償還額 ⑤×④/⑦ (円未満切捨て)	公共スペースに係る利子償還額 ⑤-⑧	公共スペースに係る利子償還額の割合 ⑨/⑤
	①	②							
特養本体	円	m ²	円	円	円	円	円	円	%
シヨート		m ²		円			円	(特養本体+シヨート)	(小数点第3位以下切捨て)

- (注) (1) 特養本体とはユニツト型特別養護老人ホームを指し、シヨートとはユニツト型特別養護老人ホーム併設のシヨートタイプ専用居室を指す。
 (2) ①欄は、建物本体に係る補助対象経費のうち、浄化槽、昇降機、スプリンクラー、介護リフト等の設備工事費を除いた金額を記載すること。
 (3) ⑥欄は、施設整備費補助金のうち、介護リフト等特殊附帯工事費及び初年度設備費に係る金額を除いた金額に、福島県特別養護老人ホームユニバーサルケアイン推進事業補助金を加えた金額を記載すること。
 ※ ①、③及び⑥欄について、ユニツト型特別養護老人ホームに他の施設整備費補助対象施設が併設されている場合には、建物全体の額(面積)を記載すること。

付表

利子補給金額の算出表

1 ユニツト型特別養護老人ホームの整備事業の場合（平成16年度以前に当該整備事業に着手した場合を除く。）

今年度 利子償還額 A	公共スペースに 係る利子償還額 Bの割合	A×B (円未満切捨て)	借入利率 D	$C \times 1 / 2$ (千円未満切捨て)	$C \times 2.5\% \div D$ (千円未満切捨て)	利子補給金額 F又はFのいず れか低い方の額
円	%	円	%	円	円	円

B欄の算出

建物費用	ユニツトの面積	特養全体の面積	ユニツトに係る建物費用 ①×②/③ (円未満切捨て)	利子償還総額	建物費用に係る施設整備費補助金	建物費用に係る自己負担額 ①-⑥	ユニツトに係る利子償還額 ⑤×④/⑦ (円未満切捨て)	公共スペースに係る利子償還額 ⑤-⑧	公共スペースに係る利子償還額の割合 ⑨/⑤
	①	②							
特養本体	円	m ²	円	円	円	円	円	円	%
シヨート		m ²		円			円	(特養本体+シヨート)	(小数点第3位以下切捨て)

- (注) (1) 特養本体とはユニツト型特別養護老人ホームを指し、シヨートとはユニツト型特別養護老人ホーム併設のシヨートタイプ専用居室を指す。
 (2) ①欄は、建物本体に係る補助対象経費のうち、浄化槽、昇降機、スプリンクラー、介護リフト等の設備工事費を除いた金額に、福島県特別養護老人ホームユニバーサルケアイン推進事業補助金を加えた金額を記載すること。
 (3) ⑥欄は、施設整備費補助金のうち、介護リフト等特殊附帯工事費及び初年度設備費に係る金額を除いた金額に、福島県特別養護老人ホームユニバーサルケアイン推進事業補助金を加えた金額を記載すること。
 ※ ①、③及び⑥欄について、ユニツト型特別養護老人ホームに他の施設整備費補助対象施設が併設されている場合には、建物全体の額(面積)を記載すること

様式第 6 号の 2

様式第 6 号の 2

番 号
年 月 日

福島県知事

住所又は所在地
社会福祉法人等 名 称
代表者の氏名

福島県老人福祉施設整備資金利子補給金交付請求書
年 月 日付け福島県指令 第 号で承認のあった福島県老人福祉施設整備資金利子補給事業について、年度分の利子償還が完了したので、福島県老人福祉施設整備資金利子補給金交付要綱第 1 1 条第 2 項の規定により下記のとおり請求します。

記

利子補給金請求額 金 円

様式第 6 号の 2

様式第 6 号の 2

番 号
年 月 日

福島県知事

住所又は所在地
社会福祉法人等 名 称
代表者の氏名

福島県老人福祉施設整備資金利子補給金交付請求書
年 月 日付け福島県指令 第 号で承認のあった福島県老人福祉施設整備資金利子補給事業について、年度分の利子償還が完了したので、福島県老人福祉施設整備資金利子補給金交付要綱第 1 1 条第 2 項の規定により下記のとおり請求します。

記

利子補給金請求額 金 円

様式第 7 号 (略)

様式第 7 号 (略)